

産業廃棄物処理計画書

令和3年 6月22日

大分市長 佐藤樹一郎 殿

提出者

住 所 大分市大字中戸次4463-1

氏 名 ANAI 株式会社

代表取締役 穴井 繁敏

電話番号 097-597-0606



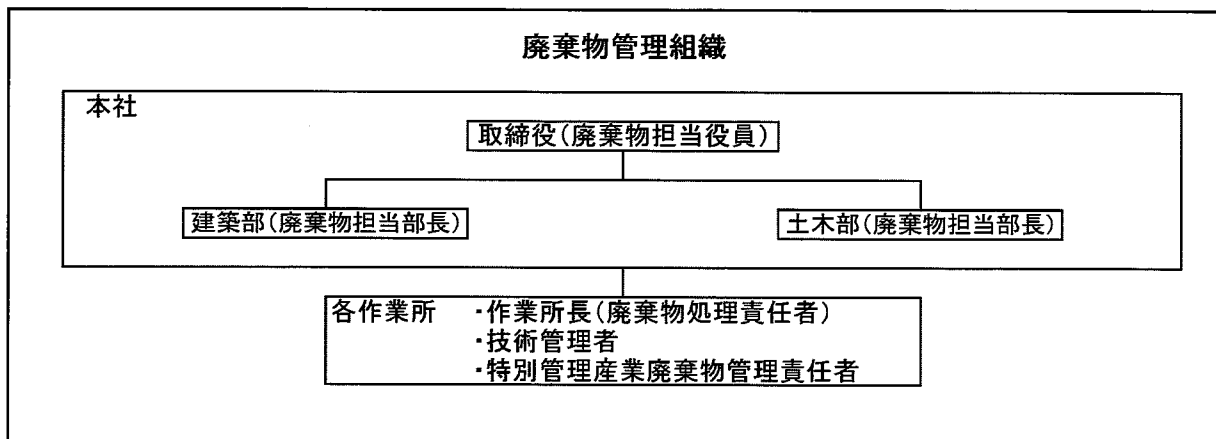
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ANAI 株式会社
事業場の所在地	大分市大字中戸次4463-1
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業
②事業の規模	売上高:798,000千円 資本金:30,000千円
③従業員数	25名
④産業廃棄物の一連の処理工程	がれき類⇒中間処理業者に破砕委託⇒再生砕石や再生合材として利用 木くず⇒中間処理業者に破砕委託⇒チップ(燃料用)として利用 廃プラスチック⇒中間処理業者に破砕委託⇒再生材として利用又は焼却 金属くず⇒中間処理業者に破砕委託⇒金属として再利用 汚泥⇒中間処理業者に委託⇒土壌改良材として再利用 ガラス・陶磁器くず⇒中間処理業者に選別・破砕委託⇒再生材として利用 又は焼却 建設混合廃棄物⇒中間処理業者に選別・破砕委託⇒再生材として利用 又は焼却 紙くず⇒中間処理業者に破砕委託⇒燃料として利用 廃石綿含有物⇒中間処理業者に委託⇒管理型処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類・その他がれき類・木くず・汚泥・金属くず・石綿含有産業廃棄物・廃石綿等			
	排出量	47106.725t			
	(これまでに実施した取組) ①廃棄物の発生抑制を考慮した工事方法を採用する。 ア 工場で建築資材を加工し、現場での端材の発生を抑制する。 イ 鉄筋コンクリート等構造体型枠の材質を木製から鋼製に変更し、繰返し使用する。 ②施工材料の搬入数量を適正に管理する。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類・その他がれき類・木くず・汚泥・金属くず・石綿含有産業廃棄物・廃石綿等			
	排出量	3000t			
	(今後実施する予定の取組) 建設廃棄物の再生利用を図るため、再生処理施設への搬出徹底				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 作業所内での分別を推進し、混合廃棄物となる割合の低減を図る。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設廃棄物の再生利用を図るための分別を徹底する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	なし			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	なし			
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	なし			
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	なし			
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)					

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	なし				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	なし				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類・その他がれき類・木くず・汚泥・金属くず・石綿含有産業廃棄物・廃石綿等				
	全処理委託量	47106.725t				
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	47106.725t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 建設廃棄物の再生利用を図るため中間処理施設を使用し、中間処理、再利用を促進してきた。					

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類・その他がれき類・木くず・汚泥・金属くず・石綿含有産業廃棄物・廃石綿等				
	全処理委託量	3000t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	3000t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>より一層、再生利用を図るため、作業所内での分別を促進し中間処理施設への委託を行う。</p>						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。